

法学・憲法学教育と生活実践

Education of the Law and the Constitution and Life Practice

脇田 吉隆

Yoshitaka Wakita

(論文要旨)

私は大学で研究・教育している者は、「学問的方法論」と「教育的方法論」を確立し、研究・教育に取り組むべきであると考えている。「平和な社会で自由で豊かで幸せに暮らしたい」という要望を実現するための方法論として、法現象・憲法現象における過去・現在・未来の否定的事実を「不斷の努力」(憲法第12条)によって解決する「すべての憲法現象を理解するモデル」を提示している。受講者にシラバスで示す講義の進め方やルール作りに積極的に参加することを意識させている。被疑者・被告人の権利を学ぶ事例として、えん罪事件の犠牲者の「怒り」とその支援としての「励まし」を紹介している。受講生に否定的事実を憲法的に解決するために「みんなで考えよう」というレポートを課している。憲法現象の否定的事実を社会科学的（社会を発展させる）方法で解明することによって、「憲法学の生活実践」は「怒りと励ましの憲法学」と「理論と実践の統一」につながる。

(Abstract)

In my understanding the researchers who are working at university have to establish "academic methodology" and "educational methodology". As the methodology to realize the desire "living free, happy, prosperous and peaceful life in society", "the model to understand all constitutional phenomenon" which solves the negative fact of the past, the present, and the future in legal phenomenon and constitutional phenomenon by "the constant endeavor" (Article 12 of Constitution) is presented. I'm trying to promote that students pay attention to the active participation or making rules of lecture in the syllabus. For example to study right for suspects and the accused, "anger" of the victim of a false charge incident and "encouragement" as the support are introduced. And the report entitled "Let's think constitutional resolution of negative fact" is charged to students. Through proving the negative fact of constitutional phenomenon by social scientific method(method to develop society), "the constitutional practice in life" leads "the constitution of anger and encouragement" and "unification of theory and practice."

キーワード：法学教育、憲法学教育、憲法学の生活実践、怒りと励ましの憲法学

Key Words : education of the law, education of the constitution, the constitutional practice in life, constitution of anger and encouragement

1. はじめに

私は長くいろいろな大学で非常勤講師として「法学」「憲法学」を、本学の総合リハビリテーション学部の専任教員として着任してからは専門入門科目として「法学」を、2011年度から社会リハビリテーション学科では、社会福祉士に関する国家試験受験資格を得るための課程のカリキュラム変更により専門科目として「権利擁護と成年後見」「更生保護制度論」を講義している。さらに「演習」「実習」関連の科目を担当している。本稿では、私が専門としている「憲法学」を中心にこれまでに法学関連の科目についての教育実践を紹介するとともにそこから得られた講義方法を理論化することにつなげることを目標とする。

大学では法学部において「憲法学」関連の科目として「憲法と社会」「憲法」「人権論」の講義を担当したこともある。他方で専門的に「憲法学」を学ぶ法学部生ではない学生を対象にした「法学」「憲法学」関連の科目を長く講義してきた。たとえば、看護師・保健師養成の専門学校・短期大学の「法学」、保育士養成の短期大学、芸術系大学における「法学」、大学における経済学部・経営学部の「法学」「日本国憲法」等である。教員養成科目としての「法学」は「日本国憲法を含む」として開講されることがある。これらは科目的名称は違っていても、社会科学としての学問分野である。それゆえ共通する方法論を出発点としなければならない。まず、シラバス（授業計画）を紹介し、そこで講義の進め方とルール作りを受講生と確認し、憲法学の学び方、新しい視点に立った憲法学教育の方法論を示すことによって、憲法学教育と生活実践の関係を明らかにし、「理論と実践の統一」を試みながら、私のめざす「怒りと励ましの憲法学」を学ぶことを到達目標としている。

非法学部の「法学」と「日本国憲法」で実践した講義を例にして、教育方法論からその科目の到達目標に至る道筋を示すことにする。

2. シラバス（授業計画）

私が担当しているすべての科目的シラバス（授業計画）には、前置きとして、学生には「第1回目の講義において受講生と講義の進め方について話し合いルールを決めるので必ず『シラバス（授業計画）』を読んで出席すること」と書いておく。最近ではシラバスは電子情報化され、事前に学生が閲覧できるようにされており、学生が履修計画を立て、時間割作りをするときには、履修科目予定のリラバスを閲覧することを学生に指導している。

さらに、授業外の学習の指示と授業の方法として、「授業の最後に次回の授業テーマを知らせるので、教科書等で事前学習をしておくこと。講義中に提示する課題について原則としてレポートを書いてもらうことを兼ねて出席をとる。」と記しておく。このシラバスを読んだ受講生は第1回目の講義から何を準備しなければならないかを理解することができるし、逆にこのシラバスを読んでいない受講生は準備をしないで第1回目の講義に出席することになる。第1回目の講義以降も同様である。すなわち次回の講義で何をテーマにして学習するかを把握して何を準備しなければならないかを理解してもらう。もちろんシラバスには15回の講義の主題テーマ、内容キーワードが書かれているが、事前学習として何をしておかなければならぬかは講義の最後に示すことにしている。

さらにここで付け加えるならば、本学の「法学」に関して言えば、教科書の販売を研究室で行っていることである。もちろん事前に掲示板に販売の期日・時間を示しておき、受講生にはオリエンテーションで必ず掲示板を見ることを伝えている。そのことによって、受講生と教員との意思伝達を親密にすることに役立っている。また大学の教員の研究室を訪れることにより、研究室の風景を見ることによって教員の研究テーマや研究室の環境を知ることができる。さらにその時からすでに「法学」の学習が始まっている。教科書の購入は「契約」であり、それが「法学」の学習においてどれだけ重要なことで必要なことかについても直接話すことができる。その説明を聞いて受講生は「教科書」の購入を決定する。「契約」行為が終了すれば、「領収書」を発行する。その本に欠陥があれば、そのときにはどのようにすればよいかも話す。学生には「教科書」は学習にとって必要なものではあるが、購入には多額の費用を当てなければならぬ。「教科書」が無償であった中学までの義務教育とは違い、高校では「教科書」に費用負担がかかり、大学ではそれがさらに高額になることになり、「教科書」等の教材費に費用がかかることによって、学習環境を十分準備できない学生が生まれることも教員は意識しなければならない。その時にはどのようにこの問題を解決すればよいだろうか。そのことについて学生がまず考えて解決方法を見つけることを話す。図書館で借りだすことや、先輩から譲り受けることによって、学習環境を準備することができることに気づく学生もいれば、こちらがそのことを指摘する時もある。しかしここで注意することも併せて話す。その「教科書」は今年度使用するものと同じものか、改訂等によって、前年までのものと違うことがある。そのことを意識させて、「教科書」を講義の時に準備するようにと話す。

シラバス（授業計画）の「講義の概要」には、「私たちは一人一人の人間として社会で毎日の生活をしている。その中には法律と無縁と思われるものもあるが、実は法律に関係することは意外と多い。私たちは国家や社会の中で生活しているのであるから、その構成員として一定のルールを定めて生活している。日常生活におこる社会問題を社会現象として捉え、その法律・憲法問題を法・憲法現象として捉えて、具体的な社会現象を法学的・憲法学的に解決することが求められる。それによって憲法を学ぶ対象と方法が明らかになる。まず憲法学をどのような方法で学ぶかを理解し、次に日常生活と法の関わりの中で、憲法とは何か、その基本原理は何かを学び、日常生活に起こる具体的な憲法現象を挙げて法学的・憲法学的に解決する方法を学ぶ。さらに、日本国憲法の基本原理、人権問題、平和主義、統治機構についての基本的理解と問題解決方法を学ぶこととする」と書いてある。「到達目標」としては、「この授業では一人一人の個人が持っている『平和な社会で自由で豊かで幸せに暮らしたい』という要望を憲法学的に実現すること」と書いてある。

3. 講義の進め方とルールづくり

シラバス（授業計画）で記したような、受講生と教員の講義への準備ができる、第1回目の講義に臨んだとしても、受講生はその準備ができていない場合も多い。そのことを前提にして、もう一度確認のために、講義に臨む準備について話すことから始める。「主題と目標」あるいは「講義の概要」「到達目標」も併せてシラバスに紹介されているの

で、この点について確認するために、レジュメとパワーポイントを準備する。もちろんここで注意しなければならないのは、講義教室の環境である。視覚障害・聴覚障害や車いす利用の「障害をもつ受講生」への対応は十分注意しなければならない。この点については別の機会に論ずる。

受講生には「法律学」「憲法学」を学ぶ意義について考えてもらう。そのためには、将来専門職に従事する者は、その分野で活用できるような意識付けを持ってもらうようにしている。将来的にまだ目標を定めていない者でも、社会において大学で学んだことの活用を意識できるように心がけることを話す。

次に講義におけるルール作りの前提として、これまでの学校教育との違いについて考える。90分授業、大教室授業等の「教育環境の違い」を意識させる。講義科目においては、教員が90分間講義を行い、受講生はひたすらその話を聞くという教育方法が大学では一般的だった。その教育方法には工夫が必要であり、演習方式やグループワーク、問題解答方式等の方法がある。私は、紹介したようにレジュメ配布やパワーポイントを利用して講義を行う。

講義の中では、長時間の説明が続かないように、重要な説明には受講生がパワーポイントを見てレジュメに書きこむスペースと作業の時間を確保する。さらに、「Pause（パウゼ）」というドイツ語で、「休憩 中休み 小休止」という時間を確保している。それは単なる「休憩」ではなく、最近の出来事（社会現象・法現象・憲法現象）を紹介する。さらに、必ずレジュメのその部分に、「最近感動したことありますか。怒りをおぼえたことはありますか。最近人に励まされたことはありますか。人を励ましたことはありますか。」という問い合わせをされている。受講生全員が「最近感動したことや怒りをおぼえたことや励まされたことや励ましたこと」はないかもしれない。しかしそのことを日常生活において意識させることによって、それらのことがどのような時に起こるのか、自然現象を対象にしたときか、あるいは社会現象を対象にしたときに起こったかを意識させ考えさせることによって、自然現象や社会現象と自分との関係を緊密なものとして捉え、思考の対象にすることができる。

「Pause（パウゼ）」では、私の留学時代を含めたドイツの各地の写真も紹介する。その中には、統一前の東西ドイツにおけるベルリンの壁、ブーベンヴァルトの強制収容所跡、連邦憲法裁判所や連邦行政裁判所の内部の風景、ライプチヒのゲヴァントハウスオーケストラの指揮者や楽団員との写真など貴重な体験をしたときのものもある。

さらに、講義のルールづくりとして、次のような説明と提案をする。すなわち、講義が20人程度の小人数であっても、大教室の200人あるいは300人を超える人数であっても、受講生一人一人に向かって講義しているのであって、受講生一人一人が「学問」をする環境を作ることに協力してほしいと提案する。シラバスの最後には、講義中に提示する課題についてレポート「みんなで考えよう」を書いてもらうことを兼ねて出席とる。さらに評価基準として、定期試験、課題レポート、出席状況を総合的に評価すると書いておく。毎回のレポートは、最後の講義において、受講生に評価点をつけて返却している。そのことによって、自分の評価点を確認することができ、定期試験の取り組みにも役立つと考えて

いる。

第1回目の「みんなで考えよう」は、次のような課題である。

1. この講義をどのように進めていけばよいか、意見を聞かせて下さい。みんなに出してもらった意見を参考にして、講義の進め方について話し合い、ルールを決めたい。
2. これまでの学校教育とこの科目的講義の進め方の違いについてどのように考えますか。
3. つぎの事例について、どのように考えますか。

事例1. この教室で勉強する環境を乱した受講生を、退室させてよいか。単位認定をしなくともよいか。

事例2 講義の最初に毎回レジュメ資料を配布するが、受け取れなかった学生には、配布しなくもよいか。

4. 今日の講義の感想と意見を書いて下さい。

このような課題への評価は難しい。点数をつけるのではなく、課題に対して評価できる内容の文章表現ができているかを評価基準にしている。

受講生のレポートには、「授業の進め方を決めるのは学校の先生の仕事だと思っていた。自分たちはそれに従い、守らなければならない。この授業では学生の意見を聴いてくれて取り入れてくれる。これまでの学校の授業とは違う。」また「試験はマークシート方式ですか。論述式ですか。暗記していれば合格点が取れますか。」という質問には「みんなが書いてくれているレポートが評価され、定期試験では、その『不断の努力』（憲法第12条）によって、単位が取得することができる」と答えている。毎回の講義での受講生とのコミュニケーションによって、受講生と到達目標を確認することに努めている。

最後に、講義のルール作りにその構成員である受講生が参加していることを意識づけ、みんなで「法学」「憲法学」を学んでいることを確認する。

4. 憲法学の学び方

「日本国憲法」の講義の教科書として、播磨信義・上脇博之・木下智史・脇田吉隆・渡辺洋編著『新・どうなっている!?日本国憲法』〔第2版〕（法律文化社）を使用している。この本は、憲法が置かれた歴史的・社会的状況に照らして学ぶというアプローチを持った「一風変わった」特徴をもっており、「これまでの憲法の学びかたは、憲法の条文や重要事項の暗記に重点が置かれていたのではないだろうか」（播磨信義・上脇博之・木下智史・脇田吉隆・渡辺洋 2011 以下播磨他 2011 と記す）と指摘し、「条文中心・暗記中心の教育は、単につまらないだけでなく、憲法の理解という点でも重大な問題を抱えている。この本は、憲法についてのこれまでの教育がおきざりにしてきた、一つひとつの条文の背後にある歴史的事実、社会的現実について、できるだけ具体的な資料に基づいて解説している」（播磨他 2011）と、さらに「日本国憲法の理念を生かすために長く困難な裁判や運動に取り組んだ人々の姿をおさめている」（播磨他 2011）と記されている。

さらに、これまでの憲法教育の問題点として、（1）憲法条文中心（暗記）主義教育、すなわち小中高校の憲法教育は歴史的事実や実生活から切断された条文中心主義の教育が中心だったと指摘し、憲法条文中心主義教育方法を説明するために（2）憲法条文の位置、

(A) → (B) → (C) → (D) ← (A') という図式を提示する。¹ 私はこの図式を「実践的憲法学方法論」として「すべての憲法現象を理解するモデル」として以下のように提示する。その図式は同じであるが、「(A)は憲法現象に関する過去の否定的事実の発生。(B)は憲法現象に関する理念。(C)は理念が憲法に規定された段階すなわち憲法規範化。(D)は規範化された理念が実現された段階。(A')は憲法規範化されたにも拘わらず生ずる憲法現象の現在・未来の否定的事実の発生、と発展させて考えている。(A) → (B)は過去の否定的事実を克服して理念に高める努力。(B) → (C)は理念を憲法規範に高める努力(憲法規範化の努力)。(C) → (D)は憲法規範を社会に定着する努力。(A') → (D)は現在・未来の否定的事実を克服して憲法規範を社会に定着させる努力、と考えている。すなわち矢印(→)は、「日常の生活実践」における「国民の不断の努力」(憲法第12条)の結晶ということになる。」(脇田 2004) さらに、(3) 条文中心教育で欠落するものとして、1. 否定的事実の存在、2. 多くの人々の勇気、協力、連帯、団結の事実の欠落を教育しないことである。(4) 条文中心教育になる原因として、1. 権力者は常に権力の醜い姿を隠蔽・美化し、庶民の連帯・団結を嫌う。2. 勇気を持って否定的事実や連帯・団結を教える先生への隠然公然の弾圧。3. 高校・大学の入試問題も条文暗記主義を助長。4. 大学における憲法の研究・教育のあり方にも問題があり、先の否定的事実を教育しないことであると指摘する。² 私はこの「過去・現在・未来の否定的事実の発生」を憲法学教育の出発点にしている。そしてこの「過去・現在・未来の否定的事実の発生」がどのように発生するかという問題との関係では、社会の発展に逆行する規範であるときは「憲法規範」から「否定的事実」が発生する。また、権力の乱用によって「理念」「憲法規範」からも「否定的事実」が発生する。「否定的事実」は社会的矛盾でもあり、単に「憲法規範・法規範」のみによって発生するものではない。そのことからすれば、この否定的事実の解決のためには憲法学的・法学的解決方法と社会的解決方法がある。「憲法学」の講義では、憲法学的解決方法を課題にして学び、社会的解決方法の発見にも目を向けるようにしている。

5. 新しい視点としての「憲法学の生活実践」

私の「憲法学教育」としての大学の講義の一端を紹介した。その発展という意味で、私の考える新しい視点としての「憲法学の生活実践」³を紹介する。

日常生活に起る具体的な憲法現象(問題)で「否定的事実(現象)」を憲法学的に解決するためには、「これまで知らず知らずのうちに受け入れていた知識や『常識』をいつたんすべて疑い、事実に照らして検証し、自分の頭で考えるようにしてほしい。」(播磨信義・上脇博之・木下智史・脇田吉隆・渡辺洋 2002) という憲法学教育の方法を確立し、教育実践しなければならない。さらに、私は日本国憲法の普遍的理念を私たちの日常生活に生かしていく「国民の不断の努力」(憲法第12条)によって実践しなければと考えている。

その例として、先に挙げた「教科書販売」の実践において、学生は憲法上の「学習権」が保障されているのであるから学習する環境を整えるのは、教員の責任である。これは一

見すると、当然のことを言っているように見えるが、学生にとっては「常識」として理解しているだろうか。教科書を購入することができない環境にある学生は意外と多い。それは経済的理由によって、教科書を購入することができない者や、学習意欲がこの段階では、十分身についていない者などさまざまな理由や原因がある。その事から出発するならば、学生1人ひとりに対して「教科書購入」における問題点の解決方法を理解させる努力が必要である。また、なんらかの理由で「講義」に出席できなかった学生に対して、学習資料(レジュメ等)を配布する必要があるかを考えさせるときがある。この例では資料をもらえないなかつたは学生の自己責任であって、配布する必要がないという考えがあるかもしれない。しかし、私はあくまで「学習権」を保障する立場からして、事後的であっても、資料は配布しなければならないと考えている。これらの例は、講義という「日常生活」において、憲法が保障する権利を実質的に保障するための方法である。これらの例は、日常生活で普通に起こる現象である。それらを解決する方法を発見・実践することが生活実践である。これが私の言う「憲法学における生活実践」である。これに関しては、次に示す「怒りと励ましの憲法学」と密接に関係する。すなわち、日常生活における「怒り」はえん罪事件のように特殊でまれなケースと思いがちであるが、そうではない。日常生活においてその端緒は潜在化している。えん罪事件は「明日は我が身」であり、その否定的事実を発生される要因に対しての感情的な「怒り」は、法学的さらには憲法学的な「怒り」へと発展する。それはまた法規範を順守し、憲法規範を社会に定着させていくための日常的な「支援」や「励まし」へとつながる。「怒りの方法」⁴はさまざまな方法がある。それが法学的・憲法学的なものであるならば、法学的・憲法学的な「怒り」の方法を考えなければならない。

6. 怒りと励ましの憲法学

私の「憲法学」「法学」の「講義」では、被疑者・被告人の権利、憲法的刑事手続きの事例として必ず「えん罪事件」を取り上げる。

「栃木・足利事件」の事例では、有罪証拠とされたDNA鑑定の再鑑定の結果、無実であることが明らかになり、再審開始決定が確定した。無期懲役の刑で服役していた菅家利和さんは「刑の執行停止」によって、17年半ぶりに千葉刑務所から「社会復帰」することができ、再審公判で無罪が確定した。

「茨城・布川事件」の事例においても、桜井昌司さん・杉山卓男さんは、無期懲役の刑に服し、仮釈放後、第2次再審請求で再審開始決定が確定し、再審公判において無罪が確定し「社会復帰」を成し遂げた。

刑事裁判の鉄則「疑わしきは被告人の利益に」が再審事件にも適用されるという「白鳥・財田川決定」は近代刑事法の大原則という意味だけでなく、日本国憲法が規定する、刑事手続きに関する人権保障の憲法的要請である。この要請が、刑事裁判の実践で裁判所によって厳格に適用されていたならば、冤罪は発生しない。しかし、裁判所の再審請求事件への取り組みは「鉄則」が適用されていない事例が多い。

足利事件の菅家さんは、刑務所での服役中に、支援者が面会に来てくれたり手紙を書いてくれたことは、すごく力になった。自分たちのような冤罪犠牲者は救われます。手紙が

届き多くの方に支援してもらっていることが手にとって実感できました。「励まし」に支えられたと言われている。布川事件の桜井昌司さんは支援者との手紙のやり取りの中で、縁もゆかりもない人からの「励まし」によって、人生が生まれ変わったようだと語り、仮釈放を勝ち取っているのである。えん罪事件を知った人々が、事件を学習し無実を確信し支援する姿が全国で「えん罪事件の犠牲者」として苦しんでいる人々を勇気づけ「励まし」を与えていているのである。「名張毒ぶどう酒事件」の「再審死刑囚」奥西勝さんは現在第7次再審請求が名古屋高裁で「差戻異議審」が審理されている。86歳である。元気に拘置所で生活できるのも、支援者の面会や手紙での「励まし」があるからこそである。2011年11月30日「福井・女子中学生殺人事件」の前川彰司さんが、名古屋高裁金沢支部で再審開始決定が出された。検察庁が異議申し立てをしたため、再審開始決定は確定せず、名古屋高裁金沢支部で異議審が審理されることになる。私は、彼が岡崎医療刑務所に収監されていた時、面会に訪れたことがある。彼の態度は有罪判決への「怒り」でいっぱいであったが、毅然とした態度で「自分は事件とかかわりはない。無罪・無実である。」と主張していた。

私はこのような多くの「えん罪事件の犠牲者」の支援にかかわり、刑事訴訟法学者の小田中聰樹氏の「冤罪の存在に関心をもとうとしない者、冤罪の存在に気づきながら目をつぶろうとする者、冤罪の存在を知りながらそれを批判しようとしない者、冤罪であることを知りながらそれを匡そうとしない者、冤罪の原因を解明しようとしない者、冤罪の責任を糾明しようとしない者、冤罪の被害を救済しようとしない者——これらの者は、まさしく冤罪の『共犯者』私たちは『共犯者』になってはいけない。」(小田中聰樹 1993)という指摘から大変重い研究者の責務を学んだ。これが私の言う「怒りと励ましの憲法学」の実践である。⁵これらのことを行なうとすれば、教員(研究者)と受講者(学生)における「怒りと励ましの憲法学」は共有でき、「憲法学の生活実践」として位置づけることができると考えている。

7. おわりに

私は長く「憲法学」を学び研究する中で、研究者・教育者は受講生に「講義」を行うとは、その準備が十分できていないときには、「講義」をしていけないと、大先輩の先生に教えられたことがある。その当時とは、「講義」方法が大きく変化し、パワーポイントや映像を使って行なうのが通例になってきた。もちろん私の「講義」も工夫を凝らして、「受講生」と一緒にになって、「憲法学」「法学」の「講義」に取り組んでいる。大学教育はそれぞれの研究・教育分野で方法論が異なることがある。しかし、自分の専門分野を「講義」するのであるから、研究者・教育者は「学問的方法論」と「教育的方法論」を確立したうえで、研究・教育に取り組むべきであると考えている。

私の最終回の講義は、「みんなで考えよう」のレポート返却と、1. 「憲法学は社会科学となりうるか 社会科学としての法学とは何か 学問とは何か」を問い合わせ、2. 「『怒り』と『励まし』の法律学・憲法学」を講義し、「すべての人々が自由に豊かにそして平和に、さらに幸せに暮らせる社会」を創造することを到達目標として学んできたと話す。

このことは、単に「講義」の中から学ぶだけではなく、今後の日常生活から学ぶことを必ず付け加える。

講義の最後には 1945 年 9 月 26 日獄死した哲学者・三木清とアリス・ハーズ 芝田進午編訳『われ炎となりて』(青木文庫) (1975 年) を紹介する。

三木清の母校・現在の龍野高校の裏手の丘に立つ石碑「怒りについて」という彼の『人生論ノート』(創元社) (1941 年 8 月) の言葉が刻まれている。「今日、愛については誰でも語っている。誰が怒りについて真剣に語ろうとするのであろうか。怒りの意味を忘れてただ愛についてのみ語るということは今日の人間が無性格であるということのしである。切に義人を思う。義人とは何か、—— 怒ることを知れる者である。」(三木清 1941) 義人と怒ることを知れる者との関係を現在の状況に置き換えて学生に考えてもらうためである。

アリス・ハーズ 芝田進午編訳『われ炎となりて』は、「世界の諸国民へ わたくしは、一人の世界市民として、全身全靈をあげて アメリカ合衆国大統領リンדון・B・ジョンソンを『400 回も人類を皆殺しできる』武力をつかい『必要とあらば』任意のすべての国々を消滅させるという決定を宣言し すでにこれを実行しはじめたかどで 世界の創造主に告発します。 アメリカ国民のみなさんへ めざめて、たちあがってください！ 明日ではおそすぎるので。世界をすべての人間が人間らしく平和に生きる場所にするか それとも破滅させるか それをきめる責任はみなさんの手にあるのです。わたくしは、自分の意志を表明するため デトロイトのウェイン大学校庭において 仏教徒の焼身行為の方法により、抗議することをきめました。アメリカの青年のみなさん！ 生にむかって先頭にたってください！ 1965 年 3 月」(アリス・ハーズ 芝田進午編訳 1975) 一言付け加えると、私はアリス・ハーズが「仏教徒の焼身行為の方法により、抗議する」方法が決して正しいとは考えていない。さらに「アメリカの国民のみなさんへ」という言葉を「日本のみなさんへ 世界のみなさんへ」と置き換えて考えてほしいと伝える。

以上のことを紹介すると、学生のレポートには毎年必ず、龍野にある三木清の石碑「怒りについて」を訪れたい、歴史を学び「怒り」について再認識したという記述があり、アリス・ハーズ 芝田進午編訳『われ炎となりて』という本を読んでみたいという感想が記される。それらをつなげて学習する課題として、毎年 3 月最終週末に行われる「名張毒どう酒事件」の全国現地調査への参加を呼び掛ける。それに参加した学生は、まさに「怒りと励ましの憲法学」を実感を持って学習し、人生の大飛躍につなげている。

今回の論稿はささやかながらこれまでの私の「憲法学」を「理論と実践の統一」を意識し、学問とは、「人間社会で起こる社会現象の中で、法現象・憲法現象を歴史的に正しく認識し、社会科学的（社会を発展させる）方法で解明し、真理を探究する」と考えているということを記して筆をおく。

注

1. 播磨信義・上脇博之・木下智史・脇田吉隆・渡辺洋編著『新・どうなっている!?日本国憲法』[第2版] 第6刷 法律文化社 2011年5月「はしがき」6-7頁
2. 播磨他「前掲書」6-7頁
3. 脇田吉隆『憲法教育と生活実践』2011年3月11日
「憲法教育を考える」http://www.mirukenpou.net/kenpou_kyouiku/index.html
4. 辛淑玉『怒りの方法』岩波新書 2004年 その「はじめに」で「直接責任のある人間のある人間に怒りをぶつけて責任を取らせることができれば、この社会の多くの問題は解決できる。だが、怒りをぶつける者は少ないし、責任を取る者はもっと少ないと、誰も責任を取らない仕組みが温存されてしまうのである」という指摘は、私と同じ問題意識を持っている。さらに問題解決方法と責任の在り方についても示唆を受ける。
5. 脇田吉隆「怒りと励ましの憲法学（1）」2009年11月 憲法新聞兵庫県版12月号

引用文献

- アリス・ハーズ 芝田進午編訳『われ炎となりて』青木文庫 1975年 18-19頁
- 播磨信義・上脇博之・木下智史・脇田吉隆・渡辺洋編著『新・どうなっている!?日本国憲法』法律文化社 2002年6月「はしがき」
- 播磨信義・上脇博之・木下智史・脇田吉隆・渡辺洋編著『新・どうなっている!?日本国憲法』[第2版] 第6刷 法律文化社 2011年5月「はしがき」、6-7頁
- 三木清『人生論ノート』創元社 1941年8月 81頁
- 小田中聰樹『冤罪はこうして作られる』講談社新書 1993年5月 20-21頁
- 脇田吉隆「播磨信義憲法学と継承と発展 —— 憲法教育論・憲法教育実践と憲法学方法論 ——」神戸学院法学第34卷第1号 2004年4月 181-182頁